

まちだ矯正歯科 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 11月 1日～令和12年 10月 31日までの5年間

2. 内容

目標① 従業員に対し出産、育児等諸制度の周知を図り、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

令和7年 11月～

- ・従業員に対し、出産等に係る制度説明（労働基準法に基づく産前産後従業・健康保険法に基づく出産手当金・出産一時金・産休育休中の社会保険料免除など）について周知する。
- ・育休予定者へ「育休復帰支援プラン」の策定をし、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

目標② 育児休業を取得した従業員が、就業を継続しやすい環境づくりを行う

<対策>

令和7年 11月～

- ・育児休業中の従業員、復帰の約1～2か月前と復帰後の面談を実施し、継続して働く上での悩みや心配事についてのカウンセリングを行い、サポート体制の構築を図る。